

改正後（案）	改正前	備考
<p>愛知県議会における<u>政務活動費</u>の交付に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、愛知県議会（以下「議会」という。）における<u>会派</u>（その所属議員が一人の場合を含む。以下「<u>会派</u>」という。）及び議員に対する<u>政務活動費</u>の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>政務活動費の交付対象</u>）</p> <p>第2条 <u>政務活動費</u>は、<u>会派</u>及びその所属議員に対し、交付する。</p> <p>（<u>政務活動費の額等</u>）</p> <p>第3条 <u>政務活動費</u>の額は、会派の所属議員一人当たり月額50万円とする。</p> <p>2 会派は、前項に規定する所属議員一人当たりの金額を、会派に配分する額及びその所属議員に配分する額に一律に区分するものとする。</p> <p>3 会派に対する<u>政務活動費</u>の額は、前項の規定により会派に配分する額として区分された額に、毎月の初日におけるその所属議員の数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 会派の所属議員に対する<u>政務活動費</u>の額は、第2項の規定によりその所属議員に配分する額として区分された額とする。</p> <p>5 月の中途において、議会の議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議会の議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合には、当月分の<u>政務活動費</u>の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、会派が解散し、又は会派が第2項の規定により区分した<u>政務活動費</u>の配分額を変更した場合も、同様とする。</p> <p>6 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。</p> <p>（会派の届出）</p> <p>第4条 会派は、会派及びその所属議員が<u>政務活動費</u>の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者を定め、その代表者は、次に掲げる事項を議会の議長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 会派の名称</p> <p>(2) 代表者の氏名</p> <p>(3) <u>政務活動費</u>経理責任者の氏名</p>	<p>愛知県議会における<u>政務調査費</u>の交付に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、愛知県議会（以下「議会」という。）における<u>政務調査費</u>の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>政務調査費の交付</u>）</p> <p>第2条 <u>政務調査費</u>は、議会における<u>会派</u>（その所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。）及びその所属議員に対し、交付する。</p> <p>（<u>政務調査費の額等</u>）</p> <p>第3条 <u>政務調査費</u>の額は、会派の所属議員一人当たり月額50万円とする。</p> <p>2 会派は、前項に規定する所属議員一人当たりの金額を、会派に配分する額及びその所属議員に配分する額に一律に区分するものとする。</p> <p>3 会派に対する<u>政務調査費</u>の額は、前項の規定により会派に配分する額として区分された額に、毎月の初日におけるその所属議員の数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 会派の所属議員に対する<u>政務調査費</u>の額は、第2項の規定によりその所属議員に配分する額として区分された額とする。</p> <p>5 月の中途において、議会の議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議会の議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合には、当月分の<u>政務調査費</u>の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、会派が解散し、又は会派が第2項の規定により区分した<u>政務調査費</u>の配分額を変更した場合も、同様とする。</p> <p>6 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。</p> <p>（会派の届出）</p> <p>第4条 会派は、会派及びその所属議員が<u>政務調査費</u>の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者を定め、その代表者は、次に掲げる事項を議会の議長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 会派の名称</p> <p>(2) 代表者の氏名</p> <p>(3) <u>政務調査費</u>経理責任者の氏名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称変更</li> <li>・名称変更（以下10条まで同じ）</li> <li>・根拠条文の変更 （自治法第100条第16項の追加）</li> <li>・交付名目の変更</li> </ul>

改正後（案）	改正前	備考
<p>(4) 所属議員の数及び氏名</p> <p>(5) 前条第2項の規定により区分した<u>政務活動費</u>の配分額</p> <p>2 前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、会派の代表者は、速やかにその旨を議会の議長に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の規定により届け出られている会派が解散したときは、その代表者であった者は、速やかにその旨を議会の議長に届け出なければならない。</p> <p>（会派の通知）</p> <p>第5条 議会の議長は、毎年、4月1日において前条第1項の規定により届け出られている会派について、同月5日までに、同項各号に掲げる事項を知事に通知しなければならない。</p> <p>2 議会の議長は、年度の中途において、前条各項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。</p> <p>（<u>政務活動費</u>の交付の決定等）</p> <p>第6条 知事は、前条第1項の規定による通知又は第4条第1項若しくは第2項の規定による届出（同項の規定による届出にあっては、議員でなかった者又は議会における会派に所属していなかった議員が新たに会派の所属議員となったことによるものに限る。）があった旨の前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る会派及び議員の当該年度分における<u>政務活動費</u>の交付の決定をしなければならない。</p> <p>2 知事は、第4条第2項又は第3項の規定による届出があった旨の前条第2項の規定による通知を受けた場合であって、前項の規定により交付の決定をした<u>政務活動費</u>の額に変更があるときは、速やかに当該決定を変更しなければならない。</p> <p>3 知事は、前2項の規定により<u>政務活動費</u>の交付の決定又はその変更をしたときは、速やかにその旨を当該会派の代表者（解散した会派にあっては、代表者であった者）及び議員（議員であった者を含む。）に通知しなければならない。</p> <p>（<u>政務活動費</u>の請求及び交付）</p> <p>第7条 前条第3項の規定による交付の決定の通知を受けた会派の代表者及び議員は、毎月5日までに（同日後に当該通知を受けた場合にあつては、当該通知を受けた後速やかに）、当月分の<u>政務活動費</u>を知事に請求しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに<u>政務活動費</u>を当該会派及び議員に交付しなければならない。</p>	<p>(4) 所属議員の数及び氏名</p> <p>(5) 前条第2項の規定により区分した<u>政務調査費</u>の配分額</p> <p>2 前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、会派の代表者は、速やかにその旨を議会の議長に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の規定により届け出られている会派が解散したときは、その代表者であった者は、速やかにその旨を議会の議長に届け出なければならない。</p> <p>（会派の通知）</p> <p>第5条 議会の議長は、毎年、4月1日において前条第1項の規定により届け出られている会派について、同月5日までに、同項各号に掲げる事項を知事に通知しなければならない。</p> <p>2 議会の議長は、年度の中途において、前条各項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。</p> <p>（<u>政務調査費</u>の交付の決定等）</p> <p>第6条 知事は、前条第1項の規定による通知又は第4条第1項若しくは第2項の規定による届出（同項の規定による届出にあっては、議員でなかった者又は議会における会派に所属していなかった議員が新たに会派の所属議員となったことによるものに限る。）があった旨の前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る会派及び議員の当該年度分における<u>政務調査費</u>の交付の決定をしなければならない。</p> <p>2 知事は、第4条第2項又は第3項の規定による届出があった旨の前条第2項の規定による通知を受けた場合であって、前項の規定により交付の決定をした<u>政務調査費</u>の額に変更があるときは、速やかに当該決定を変更しなければならない。</p> <p>3 知事は、前2項の規定により<u>政務調査費</u>の交付の決定又はその変更をしたときは、速やかにその旨を当該会派の代表者（解散した会派にあっては、代表者であった者）及び議員（議員であった者を含む。）に通知しなければならない。</p> <p>（<u>政務調査費</u>の請求及び交付）</p> <p>第7条 前条第3項の規定による交付の決定の通知を受けた会派の代表者及び議員は、毎月5日までに（同日後に当該通知を受けた場合にあつては、当該通知を受けた後速やかに）、当月分の<u>政務調査費</u>を知事に請求しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに<u>政務調査費</u>を当該会派及び議員に交付しなければならない。</p>	

改正後（案）	改正前	備考
<p><u>（政務活動費を充てることができる経費の範囲）</u></p> <p>第8条 政務活動費は、会派及び議員が実施する県政の課題及び県民の意思を把握し、それらを県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費であって、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定めるものに充てることができるものとする。</p> <p>（収支報告書等の提出）</p> <p>第9条 会派の代表者及び議員は、当該会派及び議員の前年度における次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、毎年4月30日までに、議会の議長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 政務活動費に係る収入の総額</p> <p>(2) 政務活動費に係る支出（前条に規定する政務活動費を充てることができる経費に係る支出をいう。以下同じ。）の総額並びに会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に掲げる経費ごとの支出の額及び主たる支出の内訳</p> <p>(3) 政務活動費に係る収入の総額から政務活動費に係る支出の総額を控除した額</p> <p>2 会派が解散したときは、その代表者であった者は、前項の規定にかかわらず、当該年度の4月から当該会派が解散した日の属する月までの間における収支報告書を、その翌月の末日までに、議会の議長に提出しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた議会の議員が議員でなくなったときは、当該議員であった者又はその相続人は、第1項の規定にかかわらず、当該年度の4月から当該議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、その翌月の末日までに議会の議長に提出しなければならない。</p> <p>4 前3項の収支報告書を提出するときは、政務活動費による支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を併せて提出しなければならない。</p>	<p><u>（政務調査費の用途）</u></p> <p>第8条 会派及び議員は、政務調査費を次に掲げる費用に充てなければならない。</p> <p>(1) 調査研究費</p> <p>(2) 研修費</p> <p>(3) 会議費</p> <p>(4) 資料作成費</p> <p>(5) 資料購入費</p> <p>(6) 広報費</p> <p>(7) 事務費</p> <p>(8) 人件費</p> <p>2 前項各号に掲げる費用の用途基準は、議会の議長が定める。</p> <p>（収支報告書等の提出）</p> <p>第9条 会派の代表者及び議員は、当該会派及び議員の前年度における次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、毎年4月30日までに、議会の議長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 政務調査費に係る収入の総額</p> <p>(2) 政務調査費に係る支出の総額並びに前条第1項各号に掲げる費用ごとの支出の額及び主たる支出の内訳</p> <p>(3) 政務調査費に係る収入の総額から政務調査費に係る支出の総額を控除した額</p> <p>2 会派が解散したときは、その代表者であった者は、前項の規定にかかわらず、当該年度の4月から当該会派が解散した日の属する月までの間における収支報告書を、その翌月の末日までに、議会の議長に提出しなければならない。</p> <p>3 政務調査費の交付を受けた議会の議員が議員でなくなったときは、当該議員であった者又はその相続人は、第1項の規定にかかわらず、当該年度の4月から当該議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、その翌月の末日までに議会の議長に提出しなければならない。</p> <p>4 前3項の収支報告書を提出するときは、政務調査費による支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を併せて提出しなければならない。</p>	<p>・自治法100条15項に基づき、政務活動費を充てることができる経費の範囲（別表で明示）を規定</p>

改正後（案）	改正前	備考
<p>(削除)</p> <p><u>(政務活動費の返還)</u></p> <p>第10条 知事は、会派及び議員が交付を受けた<u>政務活動費</u>に係る収入の総額から当該会派及び議員が行った<u>政務活動費</u>に係る支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派及び議員（議員であった者又はその相続人を含む。）に対し、当該残余の額に相当する額の<u>政務活動費</u>の返還を命ずることができる。</p> <p><u>(収支報告書等の保存及び閲覧)</u></p> <p>第11条 第9条各項の規定により提出された<u>収支報告書及び領収書等の写し</u>（以下「<u>収支報告書等</u>」という。）は、これを受理した議会の議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、議会の議長に対し、前項の規定により保存されている<u>収支報告書等の閲覧</u>を請求することができる。</p> <p>3 議会の議長は、前項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る領収書等の写しの一部に愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条各号に掲げる情報又は会派及び議員の活動に関する情報であって公にすることにより会派及び議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれのあるものが記録されているときは、当該情報が記録されている部分を除いた部分につき、閲覧に供するものとする。</p> <p><u>(透明性の確保)</u></p> <p>第12条 議会の議長は、<u>収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会の議長が定める。</p>	<p><u>(議長の調査)</u></p> <p>第10条 議会の議長は、<u>前条各項の規定により収支報告書及び領収書等の写し</u>（以下「<u>収支報告書等</u>」という。）が提出されたときは、必要に応じ、<u>政務調査費の適正な運用を図るための調査を行うことができる。</u></p> <p><u>(政務調査費の返還)</u></p> <p>第11条 知事は、会派及び議員が交付を受けた<u>政務調査費</u>に係る収入の総額から当該会派及び議員が行った<u>政務調査費</u>に係る支出（第8条第1項各号に掲げる費用に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該会派及び議員（議員であった者又はその相続人を含む。）に対し、当該残余の額に相当する額の<u>政務調査費</u>の返還を命ずることができる。</p> <p><u>(収支報告書等の保存及び閲覧)</u></p> <p>第12条 第9条各項の規定により提出された<u>収支報告書等</u>は、これを受理した議会の議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、議会の議長に対し、前項の規定により保存されている<u>収支報告書等の閲覧</u>を請求することができる。</p> <p>3 議会の議長は、前項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る領収書等の写しの一部に愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条各号に掲げる情報又は会派及び議員の活動に関する情報であって公にすることにより会派及び議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれのあるものが記録されているときは、当該情報が記録されている部分を除いた部分につき、閲覧に供するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会の議長が定める。</p>	<p>・議長の努力義務として、透明性の確保（第12条）を新設し、議長の調査の条項を削除</p> <p>・自治法の要請（第100条第16項）を条例に明記</p> <p>○ 透明性の確保に向けた措置</p> <p>① 収支報告書の添付書類を追加 【海外調査に係る報告書】</p> <p>② ホームページの掲載内容を充実 【政務活動費制度の概要・政務活動費マニュアル】</p>

改正後（案）	改正前	備考
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。（後略）</p> <p>2 略</p> <p>（以下省略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付が決定される政務活動費について適用し、同日前に改正前の愛知県議会における政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付が決定された政務調査費については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際現に旧条例第4条の規定によりされている届出は、新条例第4条の規定によりされた届出とみなす。</p>		<p>・附則</p> <p>H25.3月分まで政務調査費</p> <p>H25.4月分から政務活動費</p>

改正後（案）		改正前	備考
別表第1（第8条関係）			・現在は、使途基準（別表）は、条例ではなく規程に定めている。
経費	内 容		
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する委託費、交通費、宿泊費等の経費		
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する会場及び機材の借上費、講師謝金等の経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する会費、交通費、宿泊費等の経費		
広報広聴費	会派が行う県政に関する政策等の広報広聴活動に要する広報紙、報告書等の印刷費、委託費、文書通信費、交通費等の経費		
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する文書通信費、交通費、宿泊費等の経費		
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する会場及び機材の借上費、資料印刷費等の経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する会費、交通費、宿泊費等の経費		
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する印刷製本代、原稿料等の経費		
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する書籍購入代、新聞雑誌購読料等の経費		
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する事務用品及び備品の購入費、文書通信費等の経費		
人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する給料、手当、社会保険料、賃金等の経費		

改正後（案）		改正前	備考
別表第2（第8条関係）			・現在は、使途基準（別表）は、条例ではなく規程に定めている。
経費	内容		
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する委託費、交通費、宿泊費等の経費		
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する会場及び機材の借上費、講師謝金等の経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する会費、交通費、宿泊費等の経費		
広報広聴費	議員が行う県政に関する政策等の広報広聴活動に要する広報紙、報告書等の印刷費、委託費、文書通信費、交通費等の経費		
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する文書通信費、交通費、宿泊費等の経費		
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する会場及び機材の借上費、資料印刷費等の経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する会費、交通費、宿泊費等の経費		
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する印刷製本代、原稿料等の経費		
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する書籍購入代、新聞雑誌購読料等の経費		
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する賃借料、光熱水費等の経費		
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する事務用品及び備品の購入費、文書通信費、自動車リース料等の経費		
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する給料、手当、社会保険料、賃金等の経費		